

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案 参照条文 目次

車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）（抄）	1
道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）	7
道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）による改正後の条文）	30
道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）（抄）	43
車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）	44
有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）（抄）	45
国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）（抄）	46
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）	48
高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）（抄）	50
高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）	50
国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）	50
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）（抄）	59

車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）（抄）

（高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路を通行する車両の総重量の最高限度）

第一条 車両制限令（以下「令」という。）第三条第一項第二号イに規定する国土交通省令で定める高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路を通行する車両の総重量の最高限度は、次の表に掲げる値とする。

最遠軸距	重量の最高限度
五・五メートル未満	二十トン
五・五メートル以上七メートル未満	二十二トン（貨物が積載されていない状態における長さが九メートル未満のものにあつては、二十トン）
七メートル以上	二十五トン（貨物が積載されていない状態における長さが九メートル未満のものにあつては二十トン、九メートル以上十一メートル未満のものにあつては二十トン）
備考	最遠軸距とは、車両の最前軸と最後軸との軸間距離をいう。以下同じ。

（セミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車の総重量の最高限度）

第一条の二 令第三条第二項に規定する国土交通省令で定めるバン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、次の表に掲げる値とする。

区分	最遠軸距	重量の最高限度
高速自動車国道を通行するもの	八メートル以上九メートル未満	二十五トン
	九メートル以上十メートル未満	二十六トン
	十メートル以上十一メートル未満	二十七トン
	十一メートル以上十二メートル未満	二十九トン
	十二メートル以上十三メートル未満	三十トン
	十三メートル以上十四メートル未満	三十二トン
	十四メートル以上十五メートル未満	三十三トン
	十五メートル以上十五・五メートル未満	三十五トン

その他の道路を通行するもの	十五・五メートル以上	三十六トン
	八メートル以上九メートル未満	二十四トン（令第三条第一項第二号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路を通行する車両にあつては、二十五トン）
	九メートル以上十メートル未満	二十五・五トン（令第三条第一項第二号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路を通行する車両にあつては、二十六トン）
	十メートル以上	二十七トン

（国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車）

第一条の三 令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合するものとする。

- 一 四十フィート背高の国際海上コンテナ（本邦において、目的地に到達するまで貨物の詰替えを行わずに運搬されるものに限る。）の運搬用のものであること、これを確認することができるものとして国土交通大臣が定める書類を備え付けているものであること。
- 二 国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・〇車載器（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令）平成十一年建設省令第三十八号（第四条第一項第一号に規定する車載器であつて、無線の交信により通行経路を記録することができる装置をいう。）を搭載したものであること。

（国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量の最高限度）

第一条の四 令第三条第四項第一号に規定する国土交通省令で定める国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量の最高限度は、次のとおりとする。

一 総重量 次の表に掲げる値

車軸の数	被けん引車	最遠軸距	総重量の最高限度
自動車	被けん引車	七・七メートル以上	三十六・二トン
二	二	八・七メートル未満	三十七・五トン
		八・七メートル以上	

三 輪荷重  次の表に掲げる値		二 軸重  次の表に掲げる値	
総重量	車軸の数	車軸の数	軸重の最高限度
三十八トン未満	自動車	三	被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加えた値（トン）
	被けん引車	三	
	被けん引車	三	
三十八トン以上	自動車	二	被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加えた値（トン）
	被けん引車	三	
	被けん引車	三	
三十八トン未満	自動車	三	被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加えた値（トン）
	被けん引車	三	
	被けん引車	三	
三十八トン以上	自動車	二	被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加えた値（トン）
	被けん引車	三	
	被けん引車	三	
三十八トン未満	自動車	三	被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加えた値（トン）
	被けん引車	三	
	被けん引車	三	
三十八トン以上	自動車	二	被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加えた値（トン）
	被けん引車	三	
	被けん引車	三	

  

二 軸重  次の表に掲げる値	
車軸の数	軸重の最高限度
三	九・三メートル以上 十一・九メートル未満 十一・九メートル以上
二	八・六メートル以上 九・五メートル未満 九・五メートル以上 十一・一メートル未満 十一・一メートル以上
三	十・三メートル以上 十二・八メートル未満 十二・八メートル以上
三	三十七・五トン 四十四トン 三十七・五トン
三	四十四トン 四十四トン 四十四トン

三十八トン以上	二	三	道路運送車両の保安基準第四条の二第一項の規定による告示で定める基準を満たすセミトレーラ連結車のうち、自動車にあつては五・七五トン、被けん引車にあつては五トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加え二で除した値（トン）、その他のセミトレーラ連結車のうち、被けん引車にあつては五トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加え二で除した値（トン）
	三	三	被けん引車にあつては、五トン以下で最小軸距（メートル）の値に二・三を乗じ五を加え二で除した値（トン）

（道路の指定等の公示）

第二条 道路管理者は、令第三条第一項第二号イ若しくは第三号若しくは第四項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をし、又はその指定を解除しようとする場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 路線名
  - 二 指定し、又は解除する道路の区間
  - 三 指定し、又は解除する期日
  - 四 その他指定又は解除に関し必要な事項
- 2 道路管理者は、令第十条第一項又は第二項の規定により通行方法を定めようとする場合は、あらかじめ、当該通行方法を公示しなければならない。

（特殊な車両の認定の手続）

- 第三条 令第十二条の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、申請に係る車両が一の都道府県の区域内における二以上の道路管理者の管理に係る道路を通行しようとするものであるときは、一の道路管理者を経由してその者以外の道路管理者に係る同項の申請書を提出することができる。この場合において、当該申請書を受理した道路管理者は、すみやかに他の道路管理者にその者に係る申請書を送付しなければならない。
- 3 道路管理者は、令第十二条の認定をしたときは、別記様式第二による認定書を交付しなければならない。

第四条 令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。

- 一 災害救助、人命救助（傷病者を緊急に医療機関その他の場所に搬送することを含む。）、水防活動、消火活動又は火災現場への臨場のため使用される車両

- 二 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用される自動車
  - 三 交通の取締りのため使用される自動車
  - 四 警らのため使用される無線自動車
  - 五 被疑者の逮捕、犯罪現場への臨場その他の緊急を要する警察活動のため使用される自動車
  - 六 災害警備その他の警備実施に係る警察部隊活動の訓練のため使用される車両
  - 七 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十四条までの規定による自衛隊の行動のため使用される車両又は自衛隊の部隊若しくは機関の編成若しくは配置若しくは教育訓練のため使用される自衛隊の車両
  - 八 緊急を要する火薬類の除去のため使用される車両
  - 九 緊急を要する事故の発生した航空機、車両等の回収のため使用される車両
  - 十 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用される車両
  - 十一 交通の混乱その他消火活動に著しい支障を及ぼすおそれがある事態において火災の警戒のため配置される消防自動車
  - 十二 火災の発生に伴い人の生命若しくは身体に危害を生ずるおそれがある市街地区域内の特殊防火対象物又は火災の拡大がすみやかである火災危険区域で市町村の作成する消防計画において指定したものに係る消防訓練のため使用される消防自動車
  - 十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療のため使用される車両
  - 十四 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第二号に規定する新型インフルエンザ等対策のため使用される車両
  - 十五 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両
- 2 令第十四条第二項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。
- 一 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）に規定する郵便物を配達するため使用される車両でその幅が一・三メートル以下のもの
  - 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第六条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両
  - 三 霊きゆう車で市町村の運営管理するもの又は緊急に通行することがやむを得ないもの
- （二以上の道路の通行の許可を一の道路の道路管理者が行わない場合）
- 第五条 道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第四十七条の二第二項に規定する国土交通省令で定める場合は、同条第一項の申請に係る二以上の道路が市町村道（指定市の市道及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条第一項又は第三項の規定により国土交通大臣が新設若しくは改築又は維持を行なう道路を除く。）のみである場合とする。

(車両の通行の許可の手續)

第六条 法第四十七条の二第一項の許可の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、更新若しくは変更の申請であるため又は他の方法により当該書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車検査証の写し

二 車両の諸元に関する説明書

三 車両内訳書(申請に係る車両の数が二以上である場合に限る。)

四 通行経路図及び通行経路表

五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者にあつては、当該許可を受けていることを証する書面

六 その他道路管理者が許可を行うにつき必要と認めるもの

3 道路管理者は、法第四十七条の二第一項の許可をしたときは、別記様式第二による許可証を交付しなければならない。

(車両の幅等の基準)

第七条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。

一 幅 二・五メートル以下

二 重量 次に掲げる値以下

イ 総重量 次の表の上欄に掲げる車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

車両の種類	総重量の基準
一 国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車	四十四トン
二 単車(自動車と被けん引車との結合体ではない車両をいう。以下同じ。)及び連結車(前項に掲げるものを除く。)で総重量が二十トンを超え、かつ、幅、軸重、隣り合う車軸に係る軸重の合計、輪荷重、高さ、長さ又は最小回転半径が令第三条第一項に規定する最高限度をこえないもの	令第三条第二項に規定するバン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌 <small>ほろ</small> 枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車(口及び二において「バン型等のセミトレーラ連結車」という。)並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌 <small>ほろ</small> 枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものにあつては二十六トン、その他の車両にあつては二十五トン

三 前一項に掲げるもの以外の車両

単車にあつては三十九トン、セミトレーラ連結車、フルトレーラ連結車及びダブルス（自動車と二の被けん引車との結合体であつて、二台目の被けん引車及びその積載物の重量が自動車又は一台目の被けん引車によつて支えられないものをいう。以下同じ。）にあつては四十四トン

口 軸重 バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準第四条の第二項の規定による告示で定めるものに限る。二において同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン

ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン

ニ 輪荷重 バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン

三 高さ 四・一メートル以下  
四 長さ 次に掲げる値以下

イ 単車にあつては十二メートル  
ロ セミトレーラ連結車にあつては十七メートル（被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離が三・二メートルから三・八メートルまでの車両にあつては十七・五メートル、三・八メートルから四・二メートルまでの車両にあつては十八メートル）

ハ フルトレーラ連結車にあつては十九メートル  
ニ ダブルスにあつては二十一メートル

五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

（道路の構造に関する情報）

第八条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度、通行の規制等に関する情報とする。

（立入検査の証明書）

第九条 法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第三によるものとする。

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）



(特定車両の種類)

第一条 道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 二 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車

(路線の認定等の公示)

第一条の二 法第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

(一般国道の指定区間を指定する政令又は改廃の立案の基準)

第一条の三 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいずれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

- 一 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間
- 二 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（当該立案に係る一般国道の区間が法第七条第三項に規定する指定市の区域内に存するときは、当該指定市）の意見を聴くものとする。

(国土交通大臣への報告を要しない道路の占用)

第一条の四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第一条の二第二項に規定する国土交通省令で定める道路の占用

は、左の各号に掲げる工作物、物件又は施設に係るものとする。

- 一 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 二 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 三 土石、竹木、瓦その他の工用材料

(国道の新設等の公示)

第一条の五 指定市以外の市町村は、法第十七条第二項から第四項までの規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕（以下この条において「国道の新設等」という。）を行おうとするとき、及び当該国道の新設等の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、国道の新設等の区間、国道の新設等の種類及び国道の新設等の開始の日（当該国道の新設等の全部又は一部を完了したときにあつては、国道の新設等の完了の日）を公示するものとする。

(道路の区域の決定等の公示)

第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項
  - イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。）敷地の幅員及びその延長
  - ロ 法第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長
  - ハ 区域の変更の場合 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長
- 四 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(道路の供用の開始等の公示)

第三条 法第十八条第二項の規定による道路の供用の開始又は廃止の公示は、左に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、一般国道（以下「国道」という。）及び都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度のものを用いるものとする。

- 一 路線名
- 二 供用開始又は廃止の区間
- 三 供用開始又は廃止の期日
- 四 供用開始又は廃止の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識)

第三条の二 法第二十四条の三の規定により国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならぬ。

- 一 駐車料金の額
  - 二 駐車することができる時間
  - 三 駐車料金の徴収方法
  - 四 割増金の徴収に関する注意事項
  - 五 その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(検査)

第四条 法第二十六条第一項の規定による検査は、当該橋又は渡船施設の構造及び施工方法について受けなければならない。

2 道路管理者は、工事が完了した場合においては、遅滞なく法第二十六条第一項後段の規定による検査を申請しなければならない。

(道路台帳)

第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

3 調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 路線の指定又は認定の年月日
- 四 路線の起点及び終点
- 五 路線の主要な経過地
- 六 供用開始の区間及び年月日
- 七 路線(その管理に係る部分に限る。)の延長及びその内訳
- 八 道路の敷地の面積及びその内訳
- 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配こうはい
- 十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造

- 十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
- 十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
- 十三 軌道その他主要な占用物件の概要
- 十四 道路一体建物の概要
- 十五 協定利便施設の概要
- 4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。
  - 一 道路の区域の境界線
  - 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
  - 三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
  - 四 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
  - 五 縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
  - 六 路面の種類
  - 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
  - 八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう。）
  - 九 道路元標その他主要な道路の附属物
  - 十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
  - 十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
  - 十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
  - 十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
  - 十四 軌道その他主要な占用物件
  - 十五 道路一体建物
  - 十六 協定利便施設
  - 十七 調製の年月日
- 5 調書及び図面は、その記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。
- 6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの及び令第三十二条第一項に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。

- 一 高速自動車国道に係る道路台帳 国土交通省の事務所
- 二 国道に係る道路台帳 指定区間内の国道に係るものは関係地方整備局の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が国道の管理を行なう場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行なう場合）にあつては、当該指定市又は指定市以外の市の事務所
- 三 都道府県道に係る道路台帳 関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合、同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合又は同条第三項の規定により町村が都道府県道を管理する場合）にあつては、当該指定市、指定市以外の市又は町村）の事務所
- 四 市町村道に係る道路台帳 関係市町村の事務所

（道路の占用の許可申請書等の様式）

- 第四条の三 法第三十二条第二項の申請書及び法第三十五条の規定により協議し、同意を得ようとする場合の協議書の様式は、別記様式第五とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときは、道路管理者が別に定める様式によることとする。

（電線等の名称等の明示）

- 第四条の三の二 令第十二条第二号八の国土交通省令で定める電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 管路に収容されない電線又は外径が〇・〇八メートルに満たない管路に収容される電線
- 二 多段積みの管路に収容される電線で、最上段の管路以外の管路に収容されるもの
- 三 並列多段積みの管路の最上段の管路に収容される電線のうち、両側に電線を収容する管路があり、かつ、そのいずれかから〇・〇八メートルに満たない距離にある管路に収容されるもの（該当する電線を収容する二本の管路が隣接することとなる場合にあつては、当該隣接する管路のうちいずれかに収容される電線）
- 四 外径が〇・〇八メートルに満たない水管、下水道管又はガス管（一キログラム毎平方センチメートル以上の圧力のガスを通ずるものを除く。）
- 五 河道又はコンクリート造の堅固なトラフに収容されるもの
- 六 コンクリート造の堅固な構造を有するものであつて、外形上当該占用物件の名称及び管理者が明らかであると認められるもの
- 七 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域以外の地域内の道路において、他の占用物件が埋設されていない場所に埋設されるもの

- 2 令第十二条第二号八の規定により占用物件について明示すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 名称

二 管理者

三 埋設した年

四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づいて設ける電線にあつては、電圧

五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づいて設けるガス管にあつてはガス管の圧力、その他のガス管にあつてはガス管の圧力及び種類

六 石油管にあつては、石油の圧力及び種類

3 令第十二条第二号八の規定による明示は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 おおむね二メートル以下の間隔で行うこと。

二 当該占用物件又はこれに附属して設けられる物件に、ビニールその他の耐久性を有するテープを巻き付ける等の方法により行うこと。

三 退色その他により明示に係る事項の識別が困難になるおそれがないように行うこと。

四 当該占用物件を損傷するおそれがないように行うこと。

（道路の交差する場所等における電柱の占用）

第四条の四 電柱は、当該場所以外に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる場合には、道路の交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上に設けることができる。

（電線の占用の場所）

第四条の四の二 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十一条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

2 令第十一条の二第一項第二号口に規定する電線は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる電線

二 路床が岩盤等であつて令第十一条の二第一項第二号口に規定する距離とすることが著しく困難な場所に設けられる電線

三 電線の立ち上がり部分

四 各戸に引き込むために埋設される電線

五 道路若しくは電線を収容する占用物件の構造又は他の占用物件の占用の位置の関係から、令第十一条の二第一項第二号口に規定する距離とすることが著しく困難又は不適当な場所に設けられる電線

3 前項各号に規定する電線の頂部と路面との距離は、舗装の構造、交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して道路管理上必要な

距離とする。

4 令第十一条の二第一項第二号に規定する場合は、マンホール、ハンドホール又は道路管理者の設ける電線共同收容溝(二以上の道路占有者の電線を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設で法第二条第二項第九号に規定する共同溝及び電線共同溝以外のものをいう。)に收容される電線を当該電線の保全のために適切な措置を講じて埋設する場合とする。

(地下に設ける通路の占用の場所及び構造)

第四条の四の三 通路でその全部又は出入口以外の部分が地下(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。)に設けられるもの(以下この条において「地下通路」という。)の占用の場所は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 地下通路の出入口を地上に設ける場合においては、法(のり)面又は歩道若しくは自転車歩行者道(以下この号において「歩道等」という。)内の車道(自転車道を含む。)に近接する部分に設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の一方の側を歩行者又は自転車が行くことができるようにすること。この場合において、公益上やむを得ない事情があるときを除き、当該歩道等の歩行者又は自転車が通行することができる路面の部分の幅員は、歩道にあつては三メートル、自転車歩行者道にあつては三・五メートルを超えていないこと。

二 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの(各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。)が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。

三 地下通路の頂部と路面との距離は、三・五メートル(公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては、二・五メートル)を超えていること。

2 地下通路の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によつて生ずる応力に対して安全なものであること。

二 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。

三 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。

四 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。

(道路を掘削する場合における工事実施の方法)

第四条の四の四 占用に関する工事で、道路を掘削するものの実施方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 舗装道の舗装の部分の切断は、のみ又は切断機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に垂直に行うこと。

二 掘削部分に近接する道路の部分には、占用のために掘削した土砂をたい積しないで余地を設けるものとし、当該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合においては、これを他の場所に搬出すること。

- 三 わき水又はたまり水により土砂の流失又は地盤の緩みを生ずるおそれのある箇所を掘削する場合には、当該箇所に土砂の流失又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。
- 四 わき水又はたまり水の排出に当たっては、道路の排水に支障を及ぼすことのないように措置して道路の排水施設に排出する場合を除き、路面その他の道路の部分に排出しないように措置すること。
- 五 掘削面積は、工事の施行上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行う場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とすること。
- 六 道路を横断して掘削する場合には、原則として、道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる道路の部分について掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に道路の交通に支障を及ぼさないための措置を講じた後、その他の道路の部分に掘削すること。
- 七 沿道の建築物に接近して道路を掘削する場合には、人の出入りを妨げない措置を講ずること。

(掘削により露出することとなるガス管の防護)

第四条の四の五 令第十三条第六号口の保安上必要な措置のうち、ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管でその管理者以外の者の掘削により露出することとなるものの防護については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十一号)第五十四条第一号、第二号、第三号八及び第四号イの例による。

(占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法)

第四条の四の六 占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 各層(層の厚さは、原則として〇・三メートル(路床部にあつては〇・二メートル)以下とする。)ごとにランマーその他の締固め機械又は器具で確実に締め固めて行うこと。
- 二 くい、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引き抜くこと。ただし、道路の構造又は他の工作物、物件若しくは施設の保全のためやむを得ない事情があると認められる場合には、くい、矢板等を残置することができる。

(埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

第四条の四の七 占用のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあつては掘削部分の外側の舗装の絶縁線(掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算した $n$ の値以下である場合又は $n$ の値に $1 \cdot 2$ メートル(道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨脹目地である場合にあつては、 $1 \cdot 8$ メートル)を加えた値以上である場合)にあつては、掘削部分の端からの距離が $n$ の値の直線 $t$ で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅 $n \cdot k \cdot t$ を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

$$n = k \cdot t$$



(この式において $\alpha$ 及び $\beta$ は、それぞれ次の値を表すものとする。)

α セメント・コンクリート舗装の道路にあつては、一・四、アスファルト系舗装の道路にあつては、一・〇

β 掘削部分の路盤の厚さ)

2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによつては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。

(高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路)

第四条の八 法第三十三条第二項第二号の国土交通省令で定める交通の用に供する部分は、車道及び路肩とする。

(営利を目的としない法人に準ずる者)

第四条の九 法第三十三条第二項第四号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、道路の清掃を行うことを目的とするもの
- 二 前号に掲げるもののほか、道路交通環境の向上を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したもの

(地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者)

第四条の十 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものである。

(休憩所等の売上収入額に応じて算定する額)

第四条の五 令第十九条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を占有面積一平方メートルにつき一年当たりの同項に規定する売上収入額に乗じて得た額とする。

- 一 近傍類似の土地(近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。)が賃貸されている場合 当該近傍類似の土地の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている修繕費、管理事務費、公租公課その他必要な経費を控除して得た額の当該近傍類似の土地に存する施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合
- 二 近傍類似の土地に存する施設が賃貸されている場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該施設の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空室等による損失を補填するための引当金、公租公課その他必要な経費を控除して得た額(次項において「純賃料」という。)(のうち土地に係る部分として負担させることが適当な額の当該施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合)

2 前項第二号の土地に係る部分として負担させることが適当な額は、当該近傍類似の土地の時価及び当該施設の建設に要する費用の合算額に占める当該近傍類似の土地の時価の割合を純賃料に乗じて得た額を基礎として算出するものとする。

(占有入札を実施することが道路の管理上適切でない場所)

第四条の五の二 法第三十九条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所
- 二 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
- 三 その他国土交通大臣が定める場所

(入札占有計画の記載事項)

第四条の五の三 法第三十九条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 入札対象施設等を設置するため道路を占有しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日、性別その他必要な事項
- 二 入札対象施設等を設置するため道路を占有しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日、性別その他必要な事項
- 三 入札対象施設等を設置する予定期間
- 四 法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占有入札を行う場合においては、占用料の額
- 五 その他道路管理者が必要と認める事項

第四条の五の四 道路管理者は、令第十九条の三の三第二項及び第三項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(占有物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこととする。

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第四条の五の六 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下この条において「トンネル等」という。)(点検は、トンネル等の点検を適正に行

うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第四条の五の七 令第三十五条の四の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第五の二とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。

(保管違法放置等物件一覧簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の三とする。

(競争入札における揭示事項等)

第四条の七 令第十九条の九第一項及び第二項(令第十九条の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

三 契約条項の概要

四 その他道路管理者が必要と認める事項

(違法放置等物件の返還に係る受領書の様式)

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による受領書の様式は、別記様式第五の四とする。

(自動運行補助施設の性能の基準等)

第四条の八の二 法第四十五条の二第一項の国土交通省令で定める道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準は、自動運行補助施設が次の

各号のいずれかに該当することとする。

- 一 自動運行補助施設が設置された道路を通行する自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車（以下この項において「自動運行車」という。）の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、磁界、電波その他これらに類するものを発するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。
  - 二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路を通行する自動運行車の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、当該自動運行補助施設の位置を示す情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。
  - 三 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の安全な通行を確保するため、当該自動運行車の周囲の状況を検知するためのセンサーを補完するものとして、当該センサーに検知されるよう、これらの道路の構造、他の車両若しくは歩行者の通行の状況、障害物の有無その他の当該道路の状況に関する情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。
- 2 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならない。

（自動運行補助施設の設置の公示）

第四条の八の三 法第四十五条の二第二項の規定による自動運行補助施設の設置の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる性能に関する事項
- 二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に関する事項
- 三 その他自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

（水底トンネルに類するトンネル）

第四条の九 法第四十六条第三項に規定する国土交通省令で定める水底トンネルに類するトンネルは、水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの又は長さ五千メートル以上のトンネルとする。

（車両の通行の禁止又は制限に関する公示）

第四条の十 令第十九条の十五の規定による車両の通行の禁止又は制限に関する公示は、次の各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルの名称及び箇所
- 二 危険物を積載する車両の通行を禁止するときは、当該危険物の表示
- 三 危険物を積載する車両の通行を制限するときは、次に掲げる事項

イ 当該危険物の表示

ロ 当該危険物を積載することができる車両の種類

ハ 当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

ニ 当該危険物を積載する車両の通行することができる時間を定めるときは、その時間

(歩行安全改築の要請に係る様式)

第四条の十の二 法第四十七条の六第一項の規定による要請をしようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 歩行安全改築に係る道路の種類、路線名及び区間
- 二 歩行安全改築の内容
- 三 第一号の区間において歩行安全改築の要請をする理由

(交通確保施設)

第四条の十の三 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 一般交通の用に供する通路及びこれと同等の機能を有する建築物その他の施設
- 二 自動車駐車場及び自転車駐車場

(法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件)

第四条の十の四 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。

(道路一体建物に関する協定の公示)

第四条の十一 法第四十七条の八第二項の規定による同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 道路一体建物の所在地
- 二 道路一体建物の所有者になろうとする者の氏名又は名称
- 三 協定の写しの閲覧の場所

(道路保全立体区域の指定等の公示)

第四条の十二 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一以上

の平面図、縦断面及び横断面規図に明示して行うものとする。

- 一 道路保全立体区域の存する土地の所在地
- 二 道路保全立体区域の境界線

2 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うものとする。

(自動車専用道路の指定等の公示)

第四条の十三 法第四十八条の二第四項の規定による同条第一項の指定又は当該指定の解除の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定し、又は解除する道路の路線名
- 二 指定し、又は解除する期日

2 法第四十八条の二第四項の規定による同条第二項の指定又は当該指定の解除の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 路線名
- 二 指定し、又は解除する道路の部分
- 三 指定し、又は解除する期日
- 四 指定し、又は解除する道路の部分を表示した図面を縦覧する場所及び期間

3 道路管理者は、前項の公示をする場合においては縮尺千分の一以上の図面に当該道路の部分を示し、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

(自動車専用道路と道路等の連結の許可手続)

第四条の十三の二 法第四十八条の五第一項の連結許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(法第四十八条の四第一号に掲げる施設の連結許可にあつては第一号から第五号までに掲げる事項、同条第二号に掲げる施設(以下「利便施設等」という。)の連結許可にあつては第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項)を記載した申請書に位置図並びに連結のために必要な工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断面図及び横断面規図(法第四十八条の四第一号に掲げる施設にあつては、平面図)を添付して道路管理者に提出しなければならない。

- 一 自動車専用道路の路線名
- 二 連結位置及び連結予定施設
- 三 連結を必要とする理由(法第四十八条の四第三号に掲げる施設(以下「通路等」という。)の連結許可にあつては、当該通路等により自動車専用道路と連絡する施設が、利便施設等に該当する理由を含む。)
- 四 連結のために必要な工事に要する費用の概算額
- 五 工事の施行期間

- 六 連結する期間
- 七 利便施設等の設計の概要
- 八 利便施設等の事業計画及び資金計画
- 九 通路等の交通量の見込み
- 十 通路等の維持管理の計画
- 十一 その他必要な事項

(利便施設等又は通路等の構造に関する技術的基準)

第四条の十三の三 法第四十八条の五第二項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 利便施設等にあつては、次に掲げるものであること。
  - イ 関係法令の規定を遵守するものであること。
  - ロ 自動車専用道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。
  - ハ 当該利便施設等の利用者の安全かつ円滑な通行を確保するものであること。
  - ニ 通路等にあつては、次に掲げるものであること。
    - イ 幅員、線形、勾配<sup>こうはい</sup>その他の構造が、自動車専用道路の構造及び交通の状況その他当該自動車専用道路及び周辺の状況を勘案して、当該通路等の連結によつて自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。
    - ロ 利便施設等の規模、用途その他の状況に応じて自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすことがないように、必要な規模及び適切な構造の駐車場を当該通路等に設けること。

(軽微な変更)

第四条の十三の四 法第四十八条の五第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、幅員、線形若しくは勾配<sup>こうはい</sup>又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴わない通路等の構造についての変更とする。

(構造についての変更の許可手続)

- 第四条の十三の五 法第四十八条の五第三項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に利便施設等又は通路等の構造についての変更に伴う工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断面図又は横断面図を添付して道路管理者に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
  - 二 変更を必要とする理由

### 三 工事の施行期間

( 利便施設等又は通路等の維持管理に関する基準 )

第四条の十三の六 法第四十八条の六の国土交通省令で定める基準は、当該利便施設等又は通路等を管理する者が、自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことがないように、定期的に当該利便施設等又は通路等の巡回及び保守点検を行い、並びに通行の支障となる損傷の修繕又は物件の除却を行うことその他の当該利便施設等又は通路等の適切な維持管理を行うこととする。

( 地代の差額に相当する額の算定方法 )

第四条の十三の七 令第十九条の十七第一号イの地代の差額に相当する額は、近傍類似の土地(近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性その他の土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。)の時価に期待利回りを乗じて得た額、近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代に相当する額及び利便施設等において通常得られる売上収入額に第四条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を勘案して算出する。自動車専用道路と連結する利便施設等(以下この条において「連結利便施設等」という。)の用に供する土地又は自動車専用道路と連結する通路等(以下この条において「連結通路等」という。)及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連結する利便施設等(以下この条において「連結施設」という。)の用に供する土地と当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の当該土地との純地代の額の差額に相当する額(当該連結利便施設等又は当該連結通路等及び当該連結施設等の用に供する土地に係る公租公課に相当する額が当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の公租公課に相当する額を上回る場合にあつては、その差額を控除した額)とする。

( 自転車専用道路等の指定等の公示 )

第四条の十四 法第四十八条の十三第五項の規定による同条第一項から第三項までの指定又は当該指定の解除の公示は、道路に係るものにあつては

第四条の十三第一項各号、道路の部分に係るものにあつては同条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。

2 第四条の十三第三項の規定は、道路管理者が道路の部分について前項の公示を行う場合に準用する。

( 自転車専用道路等を通行することができる車両 )

第四条の十五 法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両とする。

( 準用 )

第四条の十六 第一条の五の規定は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等について、第四条の五の二から第四条の五の四



までの規定は法第四十八条の二十三第一項に規定する公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用について、それぞれ準用する。この場合において、第一条の五中「第十七条第二項から第四項まで」とあるのは「第四十八条の二十二第一項」と、第四条の五の二の見出し中「占用入札」とあるのは「公募占用」と、同条中「第三十九条の二第三項」とあるのは「第四十八条の二十三第三項」と、同条第一号及び第二号中「第三十九条の五第一項」とあるのは「第四十八条の二十六第一項」と、第四条の五の三の見出し中「入札占用計画」とあるのは「歩行者利便増進計画」と、同条中「第三十九条の三第二項第三号」とあるのは「第四十八条の二十四第二項第三号」と、同条第一号から第三号まで中「入札対象施設等」とあるのは「公募対象歩行者利便増進施設等」と、同条第四号中「法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札を行う場合においては、占用料の額」とあるのは「占用料の額」と、第四条の五の四中「令第十九条の三の三第二項及び第三項」とあるのは「法第四十八条の二十三第五項及び第四十八条の二十五第五項」と読み替えるものとする。

(車両の種類の指定)

第四条の十七 法第四十八条の三十第一項の規定による車両の種類の指定は、特定車両停留施設ごとに、第一条各号に掲げるもののうちから行うものとする。

(車両の種類の指定の公示)

第四条の十八 法第四十八条の三十第二項の規定による車両の種類の指定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該指定に係る特定車両停留施設の名称
- 二 当該指定をしようとする日

(車両の停留の許可手続)

第四条の十九 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の五による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、変更の申請であるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

- 一 次の各号に掲げる車両の種類の区分に応じ当該各号に定める書類

イ 第一条第一号に掲げる自動車 一般乗合旅客自動車運送事業に係る道路運送法第四条第一項の許可を受けていることを証する書面及び同法第五条第一項第三号の事業計画(同号に規定する路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、同号の事業計画及び同法第十五条の三第一項の運行計画)を記載した書類

ロ 第一条第二号に掲げる自動車 一般貸切旅客自動車運送事業に係る道路運送法第四条第一項の許可を受けていることを証する書面及び同法第五条第一項第三号の事業計画を記載した書類

- 八 第一条第三号に掲げる自動車 一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法第四条第一項の許可を受けていることを証する書面及び同法  
第五条第一項第三号の事業計画を記載した書類  
二 第一条第四号に掲げる自動車 一般貨物自動車運送事業に係る貨物自動車運送事業法第二条の許可を受けていることを証する書面及び同法  
第四条第一項第二号の事業計画を記載した書類  
二 申請に係る車両に係る道路運送車両法による自動車検査証の写し及び同法による自動車登録番号又は車両番号を示す書面  
三 その他道路管理者が許可を行うにつき必要と認める書類

(特定車両停留施設の利用に関し必要な事項)

第四条の二十 法第四十八条の三十六の規定により公示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定車両停留施設の名称及び位置
- 二 停留料金の額
- 三 停留することができる時間
- 四 停留料金の徴収開始の日
- 五 停留料金の徴収方法
- 六 割増金の徴収に関する注意事項
- 七 その他特定車両停留施設の利用に関し必要と認められる事項

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の二十一 令第三十五条の七第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

(利便施設協定の公告等)

第四条の二十二 法第四十八条の三十八第一項の公告及び同条第三項の公示(同条第四項において準用する場合を含む。)は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 利便施設協定の名称
- 二 協定利便施設の名称及びその所在地
- 三 利便施設協定の有効期間
- 四 利便施設協定の縦覧又は利便施設協定の写しの閲覧の場所

(特定道路管理者による自動車駐車場等運営権者の定めた利用料金の公示の方法)

第四条の二十三 法第四十八条の四十二第二項の国土交通省令で定める方法は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為)

第四条の二十四 自動車駐車場又は自転車駐車場に係る法第四十八条の四十五の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- 一 法第二十四条本文の規定による承認 駐車のために供する部分の拡張その他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持(いずれも自動車駐車場若しくは自転車駐車場の機能の維持及び向上又はこれらの利用者の利便の増進に資するものに限る。)
  - 二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 自動車駐車場若しくは自転車駐車場の利用者の一般交通に関し案内を表示する標識又は食事施設若しくは購買施設その他の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設に係る道路の占用
- 2 特定車両停留施設に係る法第四十八条の四十五の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- 一 法第二十四条本文の規定による承認 停留場所、乗降場、待合所若しくは荷扱場の増設その他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持(いずれも特定車両停留施設の機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。)
- 二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 特定車両停留施設の利用者の一般交通に関し案内を表示する標識又は食事施設若しくは購買施設その他の特定車両停留施設の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設に係る道路の占用

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第四条の二十五 法第四十八条の四十六第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(道路協力団体の指定)

第四条の二十六 法第四十八条の四十六第一項の規定による指定は、法第四十八条の四十七各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

(道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等)

第四条の二十七 法第四十八条の四十七第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの

- 二 令第七条第九号の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 令第七条第十二号の車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（前号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- 四 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 五 標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 六 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 七 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し（道路に関するものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
  - イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
  - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為）

- 第四条の二十八 法第四十八条の五十の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行つものに限る。）とする。
- 一 法第二十四条本文の規定による承認 花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除く去するために行つ突角の切取りその他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持
  - 二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工施用施設、工施用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用（前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の四十七第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行つものに限る。）

（証票の様式）

- 第五条 法第六十六条第七項の規定による証票の様式は、別記様式第六とする。
- 2 法第七十一条第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による証票の様式は、別記様式第七とする。
  - 3 法第七十七条第四項の規定による証票の様式は、別記様式第七の二とする。

（保管車両一覧簿の様式）

- 第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。

(車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の三 令第三十条の四の規定による受領書の様式は、別記様式第七の四とする。

(立入検査の証明書)

第六条 法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第八によるものとする。

(指定区間外の国道の新設又は改築の認可)

第七条 指定区間外の国道の道路管理者は、法第七十四条の規定により国道の新設又は改築について認可を受けようとする場合においては、別記様式第九の申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事計画書
- 二 工事費及び財源調書
- 三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

(認可を要しない軽易な事項)

第八条 法第七十四条ただし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(報告の提出)

第九条 法第七十六条第一項の規定による報告は、同項第一号に掲げる事項については社会経済情勢の変化等に伴い道路整備計画を作成し、又は変更した都度、同項第二号に掲げる事項については工事を施行した後、同項第三号に掲げる事項については自動運行補助施設を設置し、又は設置状況を変更した都度、同項第四号に掲げる事項については協議が成立した都度、同項第五号に掲げる事項については条例を制定した都度、速やかに行うものとする。

2 道路管理者は、法第七十六条第一項第一号に掲げる道路整備計画についての報告を行うときは、別記様式第十により、都道府県にあつては縮尺五万分の一度の、市町村にあつては都道府県が市町村ごとに定める縮尺(五万分の一以上のものに限る。)の図面に少なくとも次に掲げる事項を記載したものを添付して行うものとする。

- 一 市町村、大字及び字の名称並びに境界線
- 二 車道の幅員

- 三 主要なトンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
- 四 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
- 五 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路のうち主要なもの並びにこれらの種類及び路線名
- 六 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
- 七 作成の年月日

( 道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件 )

第十条 令第三十四条の二の三第一項第二号二の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 一定の地域において一体として行われるものであること。
- 二 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

( 令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築 )

第十一条 令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。

- 一 歩道、自転車道又は自転車歩行者道の設置又は拡幅その他の道路の幅員の変更
- 二 自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置
- 三 舗装の着色（歩行者と車両とを分離して通行させるための道路の着色をいう。）
- 四 交差点又はその付近における突角の切取り
- 五 柵、街灯、道路標識、道路情報管理施設、自動車駐車場その他の道路の附属物の設置
- 六 その他道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、当該道路における交通事故の防止を図るため特に重点的に行う必要があると認められる改築

( 令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築 )

第十二条 令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項に規定する都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。

( 令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める施設又は工作物 )

第十三条 令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、法面、横断歩道橋、防護施設、道路を横断して設ける道路標識その他これらに類するものとする。

(権限の委任)

第十四条 第四条の四の九第一号に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）による改正後の条文）

( 限度超過車両の通行の許可等 )

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

( 限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等 )

第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行（第四十七条の十第三項の回答の内容に従った通行を除く。以下この項において同じ。）を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管

- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。
- 5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。
- 6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。
- 7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。
- 9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行った当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（限度超過車両の登録）

- 第四十七条の四 限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国土交通大臣の登録を受けることができる。
- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならないが、その期間の経過によつて、その効力を失つ。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 第一項の登録（第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。）を受けようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（登録の申請）

第四十七条の五 登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。



- 一 道路運送車両法による自動車登録番号
- 二 限度超過車両を通行させようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 車両（人が乗車しておらず、かつ、貨物が積載されていない状態におけるものをいい、他の車両を牽引する場合にあつては当該牽引される車両を含む。次条第一項第一号において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径
- 四 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法
- 五 限度超過車両が貨物を積載する車両（以下「貨物積載車両」という。）である場合にあつては、積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法その他国土交通省令で定める事項

（登録の基準等）

第四十七条の六 国土交通大臣は、登録の申請に係る限度超過車両が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その登録をしなければならない。

- 一 車両の構造が国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合するものであること。
- 二 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 限度超過車両が貨物積載車両である場合にあつては、その積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 国土交通大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

（変更の届出等）

第四十七条の七 登録を受けた者は、第四十七条の五各号に掲げる事項（次項及び第四十七条の十三第一項第一号において「登録事項」という。）に変更があつたときは、第四十七条の十第一項の規定による求めをする時まで、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る登録事項が前条第一項各号の基準に適合しないと認める場合を除き、変更の登録をしなければならない。

（廃止の届出）

第四十七条の八 登録を受けた者は、登録を受けた限度超過車両（以下「登録車両」という。）の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

（登録の取消し）

第四十七条の九 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により登録を受けたとき。
- 二 第四十七条の六第一項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
- 三 第四十七条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(登録車両の通行に関する確認等)

第四十七条の十 登録車両を通行させようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、当該登録車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させることができる経路(以下「通行可能経路」という。)(の有無について、その確認を求めることができる)。

2 前項の規定による求めは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 道路運送車両法による自動車登録番号
- 二 出発地及び目的地

三 登録車両が貨物積載車両である場合にあつては、その積載する貨物の幅、重量、高さ及び長さ

3 第一項の規定による求めを受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答をするものとする。この場合において、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法について回答をするものとする。

4 前項の規定による判定は、判定基準(登録車両の通行が、当該登録車両に係る第四十七条の五第三号及び第二項第三号に掲げる事項並びに第一項の規定による求めに係る出発地から目的地までの経路を構成することとなる道路の構造に関する情報に照らして、当該道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないものであるかどうかを判定するための基準として、国土交通省令で定めるところにより道路管理者が定めるもの)をいう。以下同じ。)に基づき、これを行うものとする。

5 第一項の規定による求めをしようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

6 国土交通大臣は、第三項の回答をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該回答の内容を記載した書面を交付しなければならない。

7 前項の規定により書面の交付を受けた者は、当該回答に係る通行可能経路の通行中、当該書面を当該登録車両に備え付けていなければならない。

8 登録車両を第三項の回答の内容に従つて通行させるときは、第四十七条第二項及び第三項の規定は、当該登録車両について適用しない。

(判定基準等の提供等)

第四十七条の十一 国土交通大臣は、前条第三項に規定する判定をするため、あらかじめ、道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。)に協議し、その同意を得て、当該道路管理者の判定基準及び当該判定に係る道路の構造に関する情報とし

て国土交通省令で定めるもの（以下「判定基準等」という。）の提供を受けることができる。

- 2 前項の同意をした道路管理者は、直ちに、その判定基準等を国土交通大臣に提供しなければならない。
- 3 前項の道路管理者は、同項の規定により提供した判定基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前二項の規定によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道路に係る前条第三項の回答に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（登録車両の通行の記録及び報告）

第四十七条の十二 登録車両を第四十七条の十三第三項の回答の内容に従つて通行させる者は、当該登録車両ごとに、第四十七条の六第一項第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める基準に従つて、当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行時間その他国土交通省令で定める事項を記録し、これらを保存しなければならない。

2 国土交通大臣は、第四十七条の四からこの条までの規定を施行するため必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項の記録その他必要な事項についての報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、登録車両が通行した経路を構成する道路の道路管理者に対し、国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

（データベースの整備等）

第四十七条の十三 国土交通大臣は、第四十七条の十三第三項の回答を迅速かつ適確に実施するため、次に掲げる情報を記録し、及び保存するデータベース（これらの情報の集合物であつて、特定の登録車両に係る通行可能経路の内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法を電子計算機を用いて容易に検索ができるように体系的に構成したものをいう。次項及び第四十八条の五十第一項第五号において同じ。）を整備することができる。

一 登録事項

二 判定基準等

三 第四十七条の十三第三項の回答の実績その他国土交通省令で定める事項に関する情報

2 国土交通大臣は、前項のデータベースを整備した場合にあつては、当該データベースに記録された情報（判定基準その他国土交通省令で定めるものに限る。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の十四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反し、若しくは第四十七条の十三第三項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路

において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置を命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

( 通行の禁止又は制限の場合における道路標識 )

第四十七条の十五 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当な回り道を道路標識をもって明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

( 市町村による歩行安全改築の要請 )

第四十七条の十六 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路（高速自動車国道、第四十八条の四に規定する自動車専用道路、第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路及び当該市町村が道路管理者である道路を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に対し、国土交通省令で定めるところにより、道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の通行の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築（以下「歩行安全改築」という。）を行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による要請（以下この条において「実施要請」という。）に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容は、第三十条第一項に規定する道路の構造の技術的基準その他の法令の規定に基づく道路に関する基準に適合するものでなければならない。

3 道路管理者は、実施要請が行われたときは、遅滞なく、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築（当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。）を行うこととするかどうかを判断し、当該歩行安全改築を行うこととするときは、その工事計画書の案を作成しなければならない。

4 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築（当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容の一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。）を行うこととする場合において、第九十五条の二第一項の規定により都道府県公安委員会の意見を聴こうとするときは、当該歩行安全改築の工事計画書の案に併せて、当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならない。

5 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築を行わないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該実施要請をした市町村に通知しなければならない。

6 道路管理者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、実施要請をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付してその意見を聴かなければならない。

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の十七 道路管理者は、道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることができる。

2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。)(の上の空間又は地下(当該道路の区域内の空間又は地下を除く。))に交通確保施設(歩行者の一般交通の用に供する通路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。))を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

(道路一体建物に関する協定)

第四十七条の十八 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「協定」という。)

(を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物(以下「道路一体建物」という。)

二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り

ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整

ニ 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設（以下「自動車駐車場等」という。）と道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する通路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

（協定の効力）

第四十七条の十九 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後において道路一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（道路一体建物に関する私権の行使の制限等）

第四十七条の二十 道路一体建物の所有者以外の者であつてその道路一体建物の敷地に関する所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者（次項において「敷地所有者等」という。）は、その道路一体建物の所有者に対する当該権利の行使が協定の目的たる道路を支持する道路一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

2 前項の場合において、道路一体建物の所有者がその道路一体建物を所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、その道路一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物の所有者に対し、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

（道路保全立体区域）

第四十七条の二十一 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該道路の上下の空間又は地下について、上下の範囲を定めて、道路保全立体区域の指定をすることができる。

2 道路保全立体区域の指定は、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な最小限度の上下の範囲に限つてするものとする。

3 道路管理者は、道路保全立体区域の指定をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

(指定)

第四十八条の四十六 国土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第四十八条の四十九に規定する業務(以下「道路交通管理業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登録確認機関として指定することができる。

- 一 職員、道路交通管理業務の実施の方法その他の事項についての道路交通管理業務の実施に関する計画が、道路交通管理業務の適確な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の道路交通管理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
  - 三 道路交通管理業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて道路交通管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 四 前三号に定めるもののほか、道路交通管理業務を公正かつ適確に行つことができるものであること。
- 2 前項の規定による指定は、道路交通管理業務の範囲を定めて行つものとする。

(欠格条項)

第四十八条の四十七 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録確認機関の指定をしてはならない。

- 一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定登録確認機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第四十八条の四十八 国土交通大臣は、第四十八条の四十六第一項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)をしたときは、指定登録確認機関の名称及び住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲、道路交通管理業務を行う事務所の所在地並びに道路交通管理業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録確認機関は、その名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定登録確認機関の業務)

第四十八条の四十九 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条第一項に規定する事務（以下「登録等事務」という。）を行うこと。
- 二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(指定登録確認機関による登録等事務の実施)

第四十八条の五十 国土交通大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

- 一 登録の実施に関する事務（第四十七条の九の規定による登録の取消しに関する事務を除く。）
  - 二 第四十七条の十第三項の回答の実施に関する事務
  - 三 第四十七条の十一第二項及び第三項の規定による判定基準等の提供の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供に関する事務
  - 四 第四十七条の十二第二項の規定による報告の受理及び同条第三項の規定による通知に関する事務
  - 五 第四十七条の十三第一項の規定による同項各号に掲げる事項のデータベースへの記録及び同条第二項の規定による公表に関する事務
- 2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定登録確認機関が行う前項第一号及び第二号の事務を行わないものとし、この場合における当該登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合における第四十七条の四から第四十七条の八まで及び第四十七条の十の規定の適用については、これらの規定中、「国土交通大臣」とあるのは、「指定登録確認機関」とする。

(秘密保持義務等)

第四十八条の五十一 指定登録確認機関の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、登録等事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第四十八条の五十二 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する規程（以下「登録等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。



- 2 登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が登録等事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

- 第四十八条の五十三 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

- 第四十八条の五十四 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し、道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

- 第四十八条の五十五 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し道路交通管理業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録等事務の休廃止)

- 第四十八条の五十六 指定登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第四十八条の五十七 国土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第二号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 一 第四十八条の五十第三項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。
  - 二 第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条第一項の規定に違反したとき。
  - 三 第四十八条の五十二第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで業務を行ったとき。
  - 四 第四十八条の五十二第三項又は第四十八条の五十四の規定による命令に違反したとき。
  - 五 第四十八条の四十六第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
  - 六 登録等事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
  - 七 不正な手段により指定を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による登録等事務の実施)

- 第四十八条の五十八 国土交通大臣は、第四十八条の五十六第一項の規定により指定登録確認機関が登録等事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録確認機関に対し登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災その他の事由により登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八条の五十第二項の規定にかかわらず、登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録等事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる登録等事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録等事務を行うこととし、第四十八条の五十六第一項の規定により登録等事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つてゐる登録等事務を行わないこととする場合における登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

- 第四十八条の五十九 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合には、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定登録確認機関に納付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者
- 二 第四十七条の十第一項の規定による求めをしようとする者

2 前項の規定により指定登録確認機関に納付された手数料は、当該指定登録確認機関の収入とする。

(道路協力団体の指定)

第四十八条の六十 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(道路協力団体の業務)

第四十八条の六十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。

三 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。

五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、この法律(次項に規定する規定を除く。)の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項(第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。)の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）（抄）

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の六」を「第四十七条の十六」に、「第四十七条の七」を「第四十七条の十七」に、「第十三節 道路協力団体（第四十八条の四十六・第四十八条の五十一）」を

「第十三節 指定登録確認機関（第四十八条の四十六・第四十八条の五十九）」

第十四節 道路協力団体（第四十八条の六十・第四十八条の六十五）」に改める。

第四十七条第一項中「以下本節及び第八章中」を「第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において」に改める。

第四十七条の二第一項中「次条第一項及び第七十二条の二第二項において」を「以下」に改める。

第四十七条の三第一項中「を特定」を「（第四十七条の十第三項の回答の内容に従つた通行を除く。以下この項において同じ。）を特定」に改める。

第四十七条の十一を第四十七条の二十一とし、第四十七条の七から第四十七条の十までを十条ずつ繰り下げ、第三章第四節中第四十七条の六を第四十七条の十六とし、第四十七条の五を第四十七条の十五とする。

第四十七条の四第一項中「違反して」を「違反し、若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わないで」に改め、同条を第四十七条の十四とする。

第四十七条の三の次に次の十条を加える。

（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中道路法第十七条の改正規定、同法第二十七条第三項の改正規定、同法第四十八条の十九の改正規定並びに同法第五十条第五項及び第五十一条第三項の改正規定並びに第三条中道路整備特別措置法第四条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 公布の日
- 二 第二条及び第四条並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条（略） 第十一条（略）

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）

（車両の幅等の最高限度）

第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

- 一 幅 二・五メートル
- 二 重量 次に掲げる値
- イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあつては二十トン
- ロ 軸重 十トン
- ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン
- ニ 輪荷重 五トン
- 三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては四・一メートル、その他の道路を通行する車両にあつては三・八メートル
- 四 長さ 十二メートル
- 五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル
- 2 バン型のセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被けん引車との結合体であつて、被けん引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被けん引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。）、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車（自動車と一の被けん引車との結合体であつて、被けん引車及びその積載物の重量が自動車によつて支えられないものをいう。以下同じ。）で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、前項の規定にかかわらず、高速自動車国道を通行するものにあつては三十六トン以下、その他の道路を通行するものにあつては二十七トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする。
- 3 高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車又はフルトレーラ連結車で、その積載する貨物が被けん引車の車体の前方又は後方にはみ出していないものの長さの最高限度は、第一項の規定にかかわらず、セミトレーラ連結車にあつては十六・五メートル、フルトレーラ連結車にあつては

十八メートルとする。

4 道路管理者が道路の強度、線形その他の道路の構造を勘案して国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 重量 次に掲げる値

イ 総重量 四十四トン以下で車両の車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ロ 軸重 十一・五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ハ 輪荷重 五・七五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

二 長さ 十六・五メートル

有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）（抄）

（情報の安全確保の措置）

第四条 ETCシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者（以下「自動料金徴収者」という。）は、次に掲げる基準に従い、ETCシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理（以下「情報の安全確保」という。）を行うものとする。

一 関連機器（ETCシステムの用に供する料金徴収設備、車載器（法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の通信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。）及び識別カード（前条の規定により料金を納付しようとする者を識別して車載器を起動させるためのカードをいう。）をいう。以下同じ。）を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの（以下「情報安全確保規格」という。）を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。

二 識別処理情報（料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。）が関連機器ごとに的確に付与されるように必要な措置を講ずること。

三 前二号に規定する措置に求められる確実性及び効率性並びに複数の有料道路（その通行又は利用について料金が徴収される道路をいう。）を通行し、又は利用することのあるべき道路の通行者又は利用者一般の利便に照らし、これらの措置の一元的な実施を確保するものとし、このため、自動料金徴収者は、共同して、情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的とする一般財団法人に次に掲げる業務を行わせること。  
イ 情報安全確保規格の提供を代行すること。

口 対価を得て識別処理情報の付与を行うこと。

2 前項第三号の一般財団法人は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 前項第三号に規定する業務の実施に関する職員、設備その他業務を実施する体制がこれらの業務の一元的で確実かつ効率的な実施のために適切なものであること。

二 前号の業務の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 業務の実施状況の開示、個人情報保護その他業務の公正な実施を確保するための措置が適正に行われるものであること。

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）（抄）

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

3 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、前二項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものとともに送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）

（ ）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百二十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 前二号に規定するもののほか、国土交通大臣が告示で定める電子証明書

4 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した

識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力しなければならない。

5 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号並びに生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を使用しなければならない。

6 申請等を行う者は、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、第二項の規定により入力しなければならない事項のうち行政機関等が指定するものについて入力を要しない。

一 申請等を行う者に係る第三項各号に掲げる電子証明書を送信するとき。

二 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を行政機関等に依頼するとき。

三 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）第二百二十三条に規定する電磁的方法により国土交通大臣が告示で定める期間を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置くとき。

四 法令の規定により添付すべきこととされている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報を、申請等が行われるべき行政機関等が指定する地理情報システムにより作成し、これを送信するとき。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて国土交通大臣が告示で定めるものとともに前条の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置かなければならない。

2 前項の規定に基づく処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつたときから行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。



- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力並びに生体認証符号等の使用
- 三 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと行政機関等が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(抄)

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。))の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一

項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもってすることが出来る。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において署名等をするものが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）（抄）

（立体的区域を表示する図面の縮尺）

第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。

一（三）（略）

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（道路法の適用）

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは、「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十八条の三十五第一項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは、「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは、「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは、「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは、「政令で」と、同法第九十九条中「第十三条第二項、第二十七条、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは、「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは、「国土交通大臣とみなす」とする。

2 （略）

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

3 別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等(当該書面の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。)に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

別表第一(第三条及び第四条関係)

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九(これらの規定を第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。)
船員法(昭和二十二年法律第百号)	第五十八条の二、第六十七条第三項、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)	第三十八条(第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第七十七条第二項及び第八十六条第二項

建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十二第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	第五十一条の十二第一項
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）	第二十条第一項
国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第百七十九号）	第二十五条及び第二十九条第一項
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	第八十九条第二項
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	第二十四条の三第二項
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	第五十六条の二の十第一項及び第五十六条の二の十六
海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）	第二十一条第一項及び第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	第十七条の八第一項及び第十七条の十二（これらの規定を第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）
気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）	第三十二条の十第一項及び第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	第十七条の十一第一項

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	第四十七条の二第六項
航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）	第五十八条第一項並びに第五十九条第三号及び第四号（航空法施行規則）昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げるものの備付けに限る。）
旅行業法（昭和二十七年法律第百二十九号）	第十二条の二十第一項及び第十二条の二十四
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	第八十四条第一項
内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）	第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	第三十条第一項
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	第三十九条第三項
日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	第三十条第三項及び第三十六条第一項
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	第百三十四条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十九条の二十一の二並びに第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九

積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）	第三十七条第三項及び第三十八条
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第一項及び第十七条の十二
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項並びに第二百七十八条第一項
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	第十八条第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。）
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）	第四十一条の十第一項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）
自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第二十条第二項
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	第九十五条第一項及び第百五十八条第一項
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第二十二條の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項及び第二項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	第十三条第二項
都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）	第十五条第二項
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）	第六条
勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	第二十八条の十第三項及び第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十八条の十一
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第二百六号）	第十七条において準用する土地区画整理法施行令第十三条第二項
民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）	第十三条第一項
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）	第二十七条において準用する都市再開発法施行令第十五条第二項
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）	第十条第二項（第二十九条において準用する場合を含む。）
荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件（昭和十九年運輸通信省令第百十一号）	第一条第二項（第二条において準用する場合を含む。）
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）



船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）	第二十三条第六項及び第三十九条第三項
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	第十七条の十一第四項
建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）	第十七条の二十七第一項及び第十七条の三十一第四項
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）	第三条の二十二第一項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第三条の二十六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）	第六条の九第一項及び第六条の十四第一項
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）	第三十六条の九第一項及び第三十六条の十四
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）	第三条の十二第二項（第九条の三の二、第六十条、第七十七条及び第一百八条において準用する場合を含む。）、第四条の十三第一項（第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）並びに第四条の十八第一項及び第二項（これらの規定を第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	第七条の二第二項及び第三項、第二十八条の二第二項並びに第三十七条第一項及び第二項
宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）	第十条の十一第四項及び第二十六条第三項
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第二百三条第四項及び第二百三十五条第二項
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）	第四条の九第一項並びに第四条の十四第一項及び第二項
救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）	第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）	第十三条の八第一項及び第十三条の十三
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	第四十六条第四項、第五十一条第七項、第六十条の五第三項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項及び第六十二条第一項
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	第八十四条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項（これらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）	第十九条第二項
河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	第二十七条の十一第一項及び第二十七条の十五第四項（これらの規定を第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）	第二十九条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）	第十二条の二十四第一項（第十二条の二十六において準用する場合を含む。）並びに第十二条の二十九第一項及び第二項（これらの規定を第十二条の二十六において準用する場合を含む。）
旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）	第三十七条の六第三項
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）	第八条第四項、第二十四条第三項及び第二十七条第三項
国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）	第一条第二項及び第三項
船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省	第十四条第一項並びに第十九条第一項及び第二項

令第七号)		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）	第八条第四項、第二十四条第三項及び第二十八条第三項	
船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）	第一百一条の二	
浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）	第十条第五項	
鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）	第二十四条の十第一項並びに第二十四条の十五第一項及び第二項	
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）	第九条の三第四項（第三十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の五第一項及び第二項（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）	
船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）	第二十条第二項	
国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）	第十一条第二項（第十八条において準用する場合を含む。）	
国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号）	第二十八条	
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）	第八十七条第五項	
気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	第三十五条第二項	
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）	第一条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条の十二第二項	
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規	第七条第五項及び第五十四条第四項（第六十二条第三項において準用する	

則（平成十六年国土交通省令第五十九号）	場合を含む。）
屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第二百二号）	第七条第四項
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百九号）（抄）

（電磁的記録による保存）

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。